

公共工事の施工体制に関する 全国一斉点検について

国土交通省大臣官房技術調査課
はやし まさひろ
技術管理係長 林 将宏

1

はじめに

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要となります。このため、国土交通省では、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、平成14年度からは、監督職員以外の職員による一斉点検を全国において展開しています（以下「公共工事の施工体制に関する全国一斉点検」という）。本稿では、平成23年度の実施結果を中心に、この取り組みについて紹介します。

2

法的位置付け

建設工事を行うに当たり、適正な施工体制を確保することは、「建設業法（昭和24年法律第100号）」において建設業者に対して義務付けられているところですが、特に公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」（以下「適正化法」という）および「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下「品確法」という）により、その徹底を一層確実にするための手続きが、発注者および受注者に対して求められています。

また、適正化法では、公共工事の受注者に対して、施工体制台帳の写しを発注者に提出することなどを義務付け（第13条）る一方、発注者に対しても、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検等を義務付けるとともに、一括下請けに該当すると疑うに足りる事実（建設業法第28条第1項第4号）や、必要な建設業許可を有しない建設業者と下請契約を締結していると疑うに足りる事実（同6号）、施工体制台帳が作成されない場合（同第24条の7第1項）には、建設業の許可を行った国土交通大臣または都道府県知事および当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することを求めるなど、適切な施工体制の確保を担保するための受発注者の責務が位置付けられています。

さらに、平成17年4月施行された品確法においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表および施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

3

実施体制

国土交通省では、各工事を担当する監督職員によって日頃から、施工体制の点検を行うとともに、その結果を工事成績評定に反映させるなど、

発注者として、適正な施工体制を確保するための取り組みを実施しているところです。

さらに、適正化法の施行を踏まえ、平成14年度からは、例年3カ月程度の点検期間を設定し、期間内に抜き打ちで点検を実施しています。点検は、当該工事を担当する監督職員以外の企画部（工事品質調整官，工事検査官），営繕部（技術・評価課長等），港湾空港部（港湾空港整備課長等），各事務所等（副所長，工事品質管理官，技術課長，工務課長等）の職員が，監督職員等の立会の上で，受注者等から関係資料の提示やヒアリングの実施を通じて実施しています。

このような一斉点検は，他の公共工事発注機関とも連携しつつ実施しているところであり，平成23年度は47都道府県，19政令指定都市および高速道路株式会社各社など9機関に対して一斉点検の実施を依頼しています。

（点検項目）

1) 基本点検項目

i . 監理技術者等の配置

①元請業者の監理技術者等の資格（JV構成員含む）・常駐（JV構成員のみ）（建設業法第26条等），②監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第26条第5項等）

ii . 施工体制台帳の備え付け等

①工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7，重点点検），②施工体系図の掲示（建設業法第24条の7第4項および適正化法第13条第3項），③建設業許可票の掲示（建設業法第40条）

iii . 下請契約

①下請業者の建設業許可（建設業法第3条），②明確な工事内容での下請契約（建設業法第19条の1，重点点検），③適切な請負代金の支払い方法（建設業法19条の1，重点点検）

2) 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

i . 元請業者の下請施工の関与状況

①発注者との協議，②施工計画書（品質管理計画等の立案），③工程管理の実施，④施工管理（品質確保，検査・試験記録の保管），⑤完成検査（下請業者の完成検査），⑥安全管理（安全巡視の実施，安全衛生責任者の確認，作業主任者等の確認，足場の点検結果等の記録と保存状況の確認），⑦施工調整および下請業者への指導監督（施工体制台帳の把握，下請業者の主任技術者資格の把握，安全管理に対する指導，段階確認の実施，作業手順書の作成・指導・監督）

ii . 紛らわしい施工体系

①主たる一次下請人に直営施工がないケース，②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース，③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース，④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

3) 下請業者への点検項目

i . 下請業者の主任技術者の配置状況

①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性

ii . 下請業者の主任技術者へのヒアリング

①不当に低い下請負代金の禁止，②不当な使用資材等の購入強制の禁止，③契約どおりの下請負代金の支払実態，④足場の点検結果等の記録と保存状況の確認

4

平成23年度の点検結果

(1) 対象工事

平成23年度は，10～12月の3カ月間を一斉点検期間とし，抜き打ちで点検を実施しました。対象とする工事の規模は，請負金額が2,500万円以上の工事（建築工事においては，5,000万円以上の工事）とし，特に低入札価格調査制度調査対象工事およびこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事に重点をおきつつ，稼働中の工事の約10%に当たる808件について点検を行いました。

(2) 点検結果

① 点検項目別の結果概要(図 1)

1) 基本点検項目

今回の基本点検項目では、監理技術者資格者証の提示、JVの場合の主任技術者の資格要件において、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事はありませんでした。一方、改善すべき事項が見つかった約12% (98件) の工事について受注者に改善を求めました。

建設業法で義務付けられた「施工体制台帳の備え付け」や「建設業許可票の掲示」の履行については、ほぼ全ての工事(施工体制台帳の備え付け：約98%、建設業許可票の掲示：約99%)で確認されました。

元請業者と下請業者の契約が「明確な工事内容」となっていることについては、改善すべき事項が約10% (81件) の工事で確認されました。

2) 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

昨年度より改善したものの、約10% (77件) の工事について受注者に改善を求めました。このうち、改善すべき事項が多かった調査項目は、発注

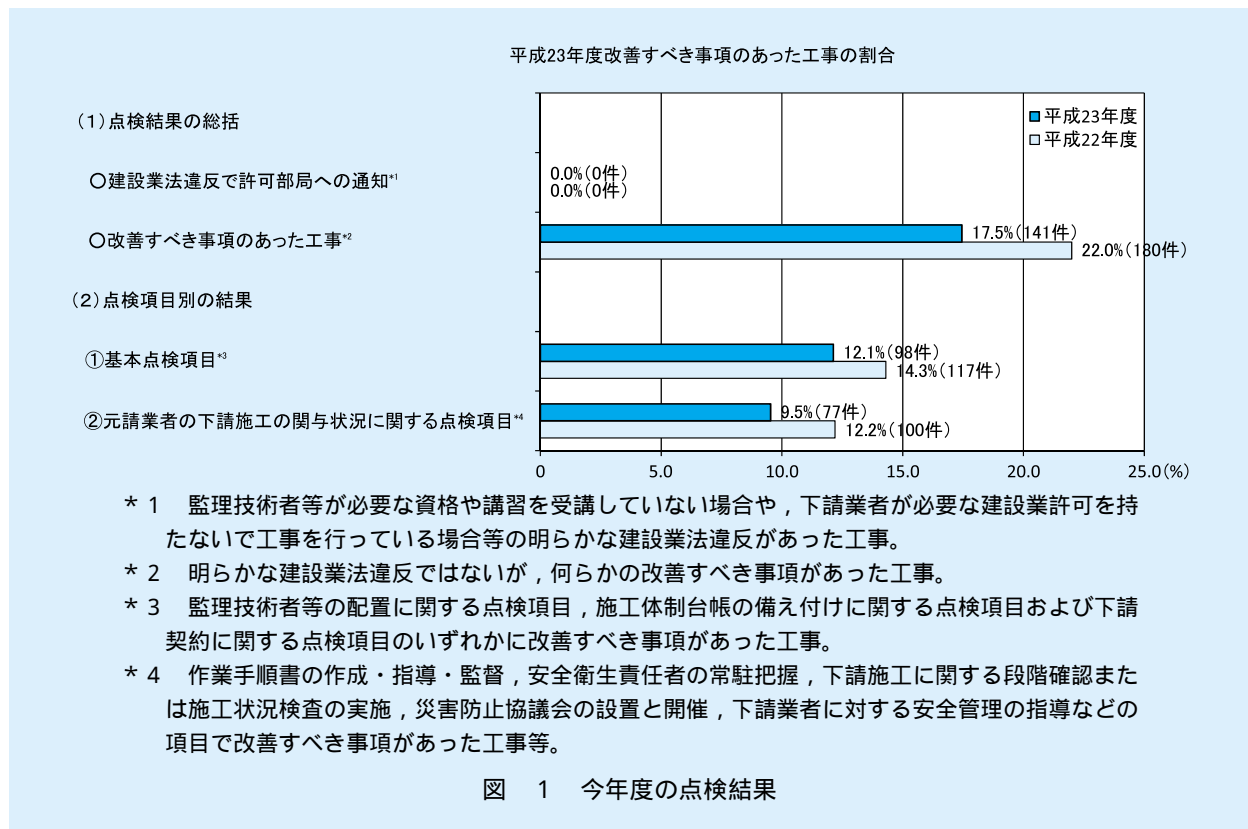
者との協議(約2% (15件))、安全衛生責任者(約2% (13件))、下請業者に対する完成検査(約1% (11件))でした。なお、足場点検については、昨年度より元請業者に対する「足場の点検結果等の記録と保存状況の確認」を新たな調査項目として追加しています。

3) 下請業者への点検項目

下請業者527社に対する調査の結果、下請業者の主任技術者の配置状況に関して建設業法違反(通知)および指導事項に該当する工事はありませんでした。

一方、519社の主任技術者へのヒアリングの結果、別途対応を行った件数は、不当な低い請負代金の禁止において「注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した」が2件、「請負代金の額が通常必要と認められる原価に満たない」が1件、不当な使用資材等の購入強制の禁止において「工事に使用する資材又は機械器具を指定され利益を害された」が1件、「工事に使用する資材等の購入先を指定され利益を害された」が1件でした。

足場点検では、「下請業者が行う点検の実施及び点検結果の保存のいずれかが確認できない」が



6件、「悪天候等や足場等の組立て・一部解体若しくは変更の後の点検結果の保存と、異常を認めたとときの補修についての記録のいずれかがない」が7件、「悪天候等や足場等の組立て・一部解体若しくは変更の後の点検結果の保存と、異常を認めたとときの補修についての記録がない」が3件ありました。なお、足場点検については、昨年度より下請業者に対する「足場の点検結果等の記録と保存状況の確認」を新たな調査項目として追加しています。

② 特に改善が見られている調査項目

1) 建設業許可票の掲示

建設業許可票の掲示は、建設業法第40条において、建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に掲示することが建設業者に義務付けられています。

点検を開始した平成14年度においては、おおむね全ての工事で掲示はされていたものの、建設業法や適正化法の趣旨が十分に浸透しておらず、74.9%の工事で、提示場所に改善すべき点が見つかりましたが、平成23年度においては、おおむね全ての工事で適切な場所に掲示が行われており、大幅な改善が見られました(図 2)。

2) 施工体系図の掲示

施工体系図は、当該工事現場の関係者や公衆の見やすい場所に設置することが、公共工事の受注者に対して義務付けられています(建設業法第24条の7第4項、適正化法第13条第3項)。点検を開始した平成14年度においては、おおむね全ての工事で掲示されていたものの、18%の工事で掲示

する場所に不適切な点が見受けられましたが、平成23年度にはおおむね全ての工事で、適切な場所に掲示が行われていました。

③ 重点点検項目

平成20年度からの経年調査で重点点検項目とした、「施工体制台帳の備え付け(改善すべき事項がある工事の割合はH20:2.8% H23:1.5%)」および「請負代金の適切な支払方法(同H20:2.6% H23:2.0%)」(下請契約に関する点検項目)もわずかに改善しました。一方、「明確な工事内容での契約」(同H20:14.8% H23:10.0%)(下請契約に関する点検項目)は、理解の浸透が見られるものの、改善の余地があります(図 4)。

1) 明確な工事内容での契約

建設業法第19条1項では、工事内容、請負代金の額、工期、代金の支払方法などについて、建設工事の契約書(下請契約も含む)に記載しなければならない事項として定めています。

本重点点検項目として、①一式契約でなく、契約工種とその数量が明確に記載されていること、②契約金額に機械費、材料費が含まれているか否かが明確に記載されていること、について確認を行いました。平成23年度においては81件(約10%)の工事で不備が見つかり、不備の内容として「材料費が明記されていない」が約43%を占めています。これらの不備の主な理由として、「記載漏れ」「元下相互理解とし不明記(口頭説明、事前協議)」「慣例により不明記」の順で回答が多く得られました。

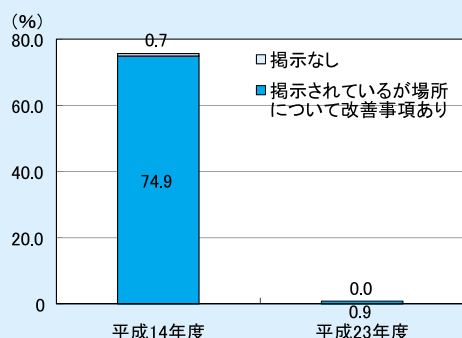


図 2 建設業許可票の掲示に関して改善事項があった工事の割合

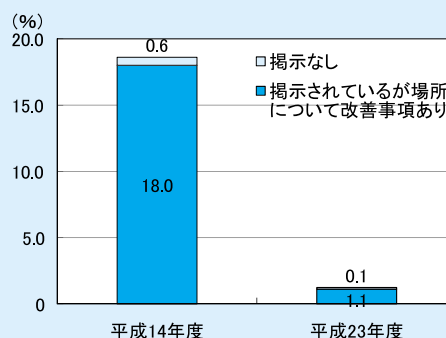


図 3 施工体系図の掲示に関して改善事項があった工事の割合

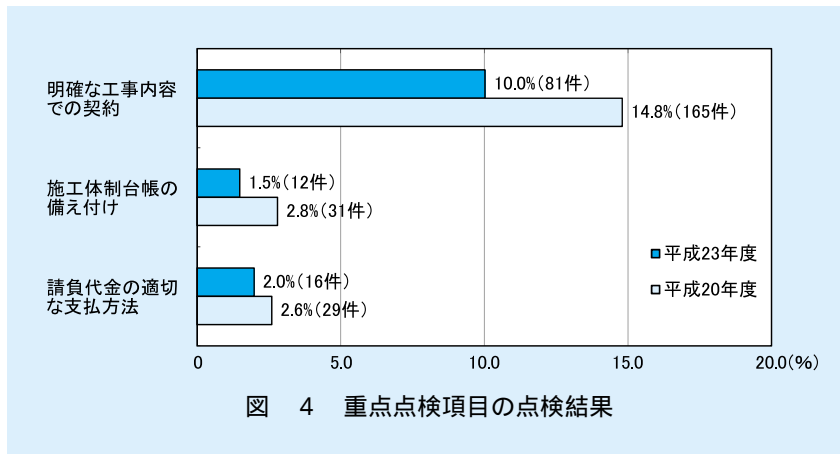


図 4 重点点検項目の点検結果

2) 施工体制台帳の備え付け

建設業法第24条の7（同規則第14条の7）では、工事の目的物の引き渡しを完了するまでは、工事現場に備え付けておくことが、建設業者に対して義務付けられています。必ずしも建設業法に定める項目等を満足していない下請負契約も見受けられます。

そのため、点検項目として、①施工体制台帳に記載すべき項目が記載されていること、②施工体制台帳に添付されるべき資料（契約書の写し、契約内容、技術者資格の写し）があること、③契約書が、業法に定める項目（工事内容、請負代金等の項目）を満足していることについて確認を行いました。改善すべき事項のあった12件（約2%）のうち、不備内容の割合が増加しているものは「添付資料不足」（平成20年度：46.4% 平成23年度：85.7%）でした。不備の主な理由としては「資料の添付し忘れ」が半数を占めています。

3) 請負代金の適切な支払方法

下請業者への請負代金の支払方法については、建設業法第19条1項において、契約書に記載しなければならない事項の一つとして、建設業者に対して義務付けられているところですが、「下請契約における代金支払の適正化等について（平成18年12月、国総入企第42号）」等においては、代金の支払いは、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払いとすること

が元請業者に求められています。また、同通知等においては、手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とすることについても求めています。

そこで、本重点点検項目として、①契約書に請負代金の支払方法が記載されていること、②労務費相当額

および手形120日以内となっていることについて確認を行いました。平成23年度において16件（約2%）の不備があり、そのうち「全く記載がないもの」約3割、「労務費相当額未滿」が約5割でした。不備の主な理由としては、「記入漏れ」「下請業者との合意」「書類内容の確認不足」の順で回答が多く得られました。

5 まとめ

10回目となる一斉点検の結果から、全般的には毎年確実に改善されてきており、公共工事の受注者の建設業法や適正化法に関する理解の浸透が確実に進んでいることが伺われます。また、発注者にとっても、監督職員のみならずそれ以外の者が点検を行うことにより、統一的理解が得られてきたものと考えています。

一方、平成23年度に点検を行った工事の約17%に当たる141件の工事で見つかり、また「明確な工事内容での契約」（下請契約に関する点検項目）は理解の浸透が見られるものの改善の余地があるなど、同法の趣旨を徹底するためにはさらなる取り組みが引き続き必要です。

国土交通省では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、本点検結果を踏まえつつ、引き続き通常の監督・検査業務を通じて対策を講じて参ります。他の公共工事発注機関においても、点検結果から適正な施工体制の確保に努めていただければ幸いです。